

## 観心寺如意輪観音像 再考

著者	佐藤 全敏
雑誌名	美術研究
号	413
ページ	1-18
発行年	2014-10-24
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1440/00004852/">http://id.nii.ac.jp/1440/00004852/</a>



# 観心寺如意輪観音像 再考

佐藤全敏

はじめに

一、観心寺俗別当の創設と御願堂

第一節 創建期観心寺の位置づけ

第二節 俗別当の創設

第三節 御願堂の建立

二、橘嘉智子と観心寺

第一節 嘉智子と真言教団

第二節 真紹の昇進

第三節 真紹の任内供奉十禅師と観心寺俗別当の創設

第四節 嘉智子太皇太后の御願

おわりに

## はじめに

観心寺の現金堂に本尊として安置される如意輪観音菩薩像（図版1、挿図1・2）は、平安時代前期の彫像を代表する優品の一つとして知られている。

本像は、神護寺の五大虚空蔵菩薩像、広隆寺講堂の阿弥陀如来像、法華寺の十一面観音菩薩像などとともに、いわゆる承和期の様式（作風）を示す作品として位置づけられることが多い。承和年間（八三四～八四七）に制作さ

れたと目されるこれらの作品群は、東寺講堂の五菩薩像が天平年間以来の古典的な作風を濃厚に示すのに対し、それとほとんど年代差がないにもかかわらず、明らかに異なる作風を示している<sup>(1)</sup>。

彫像の世界におけるこうした新しい様式（作風）がいかに成立し、どのように展開していったかは、ひとり彫刻史に限らず、日本史学分野からみても誠に興味深い問題である。本来、大陸文化であるはずの仏教文化が、平安時代前期の日本において、どのように受容され展開していったかが、ある意味、目に見えるかたちで捉えられる可能性があるからである。

とはいえ、承和様式の諸像は、いづれについても十分な文献史料が残されておらず、そのため多くの研究が積み重ねられてきたにもかかわらず、なお各々の制作年の比定、ひいては先後関係の確定といった基礎的な点において、未解決の問題を残している。承和様式の歴史的な位置づけをめぐる理解がなお諸説並立しているかにみえるのも、多くはこうした理由による。

そうしたなか、本稿でとりあげる観心寺如意輪観音像（以下、本像とする）については、早く西川新次氏が優れた見解を示されている。そもそも本像は、元慶七年（八八三）年に作成された「観心寺勘録縁起資財帳」<sup>(2)</sup>（以下、「資財帳」と略称する）の「五間檜皮葺講堂」項に、次のように記載されていた（傍線筆者）。

一、五間檜皮葺講堂、一間、在庇四面、戸十具、安置

金色仏眼仏母如来像、一軀、

金色弥勒如来像、一軀、

(中略)

綵色如意輪菩薩像、一軀、高三尺余、木造

(下略)

この「五間檜皮葺講堂」に安置される「綵色如意輪菩薩像」が、いま問題としている如意輪観音像にあたる。而して西川氏は、この記載に併せて、「資財帳」中の次の記述にも着眼された。

一、古市郡老処、号<sub>二</sub>古市庄、

地拾陸町、(中略)

右、貞観「十六」年七月九日、淳和院 大皇太后、為<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>嵯峨院

大皇太后御願堂修理料、施入。

氏は、右にみられる嵯峨院太皇太后(橘嘉智子)の「御願堂」が、ほかならぬ「五間檜皮葺講堂」(以下、「講堂」と略称する)に相当すると解された。そうだとすれば「講堂」(「御願堂」)の造立は、遅くとも嘉智子が崩じる嘉祥三年(八五〇)以前となり、おそらくは嵯峨太上天皇が崩じた承和九年(八四二)前後の頃、あるいは嵯峨が不予となった承和六年(八三九)の頃であろうと想定され、その中尊である本尊の制作年もその頃と理解されたのである。<sup>(3)</sup>

挿図1 如意輪観音像 正面 大阪・観心寺

挿図2 同 右斜側面

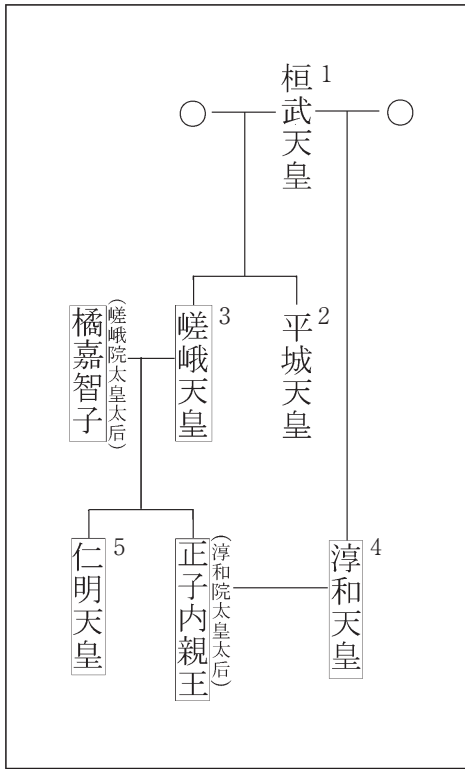
西川氏による鋭利かつ慎重な議論は、五〇年以上たったいまも、なお強い魅力と説得力をもっているように思われる。ただ史料上の限界から、いくつかの仮定を含んでの立論となっていることも確かである。<sup>(4)</sup>

本稿は、西川氏の議論に学びつつ、日頃、文献史料を扱うことをむねとする日本史学の立場から、氏の議論を少しでも前進させたいと願ってなされるものである。

## 一、観心寺俗別当の創設と御願堂

### 第一節 創建期観心寺の位置づけ

観心寺は当時の律令国家のなかで、いかなる位置づけをあたえられた寺院であったのか。本稿はこの点を明確にすることから出発する。そのために、まずは観心寺の創建過程の概略をあらためて整理しておこう。<sup>(5)</sup>



・数字は即位順。  
□は本論に直接関わる人物。

天長二十四年(八二五―七)頃	実恵とその付法弟子真紹が開創。 <sup>(6)</sup>
承和三年(八三六)閏三月十三日	真紹の解により、寺地一五町などを賜る。 <sup>(7)</sup>
承和七年(八四〇)七月二十七日	観心寺三綱、諸檀越知識に鐘一口の鑄造を請う。 <sup>(8)</sup>
承和十年(八四三)十一月十四日	河内国守を観心寺別当にあてる。 <sup>(9)</sup>
貞観十年(八六八)正月二十三日	真紹、これ以前に資財帳を作成させ、この日、宗叡に観心寺を付属。 <sup>(10)</sup>
貞観十一年(八六九)五月二十七日	この頃までに寺観整う。真紹の奏状により、定額寺となる。 <sup>(11)</sup>
同年	民部省、二カ国にわたる一〇カ荘(一〇カ荘か)を施入。 <sup>(12)</sup>
貞観十六年(八七四)七月九日	正子太皇太后、母嘉智子太皇太后の御願堂修理料として河内国古市荘を施入。 <sup>(13)</sup>
元慶七年(八八三)八月十三日	恵淑、但馬国の水田等を灯料として奉納。 <sup>(14)</sup>
同年	資財帳を作成。観心寺別当(俗別当)である河内国守の署所あり。
同年	九月二十五日 宗叡、恵淑に観心寺を付属。恵淑、座主となる。 <sup>(15)</sup>

観心寺は右のごとく、天長年間に成立し、その後、九世紀を通じて経営を安定させている。では観心寺は、当時の国家のなかでどのような位置づけにあったのか。

九世紀を通じ、律令国家が経営、ないし管理・保護した寺院は、その寺格

から、大きく三つに分類される<sup>(16)</sup>。

一つ目は「大寺」である。大寺は国家が造立・経営する寺院の謂であり、東大寺や興福寺など、ほとんどが奈良時代までに建立された寺院である。大和国・河内国・山城国に集中し、財源として国家より「封戸」などが施入された。『延喜式』では「十五大寺」と表記される(玄蕃式4安居条ほか)。

二つ目は「国分二寺」である。聖武天皇の詔により、護国祈願を目的として諸国に建立された寺院である。財源として、国家より「封戸」と「水田」が施入された。

三つ目は「定額寺」である。国家とは一応無関係に建立された私寺のうち、国家がその存立を認証し、管理・保護した寺院である。国家が寺名を確定し、台帳に載せて管理した(「定額」の呼称は寺名を確定することに由来するという説が有力)。

こうした寺院は、いずれも「国家機関」(大寺・国分二寺)として、また「准国家機関」(定額寺)として位置づけられ、不輸租の(租を国家に納めなくてもよい)「寺田」の領有が認められた(一種の「公田」)。さらに新たに開墾した田地も永代所有が認められた。もともとこの新たな開墾田は、輸租田(租を国家に納める田地)とされていた。ただし場合によっては、太政官符や民部省符が下され、不輸租田となることもあった。いわゆる「官省符荘」である<sup>(17)</sup>。

一方、当時の寺院には、右に述べたのとは異なり、律令国家から存立が認証されつつも、管理・保護を受けずに私寺のままに存在した<sup>(18)</sup>。たとえば真言寺院でいえば、初期の金剛峯寺などがそれにあたる。こうした寺院は私寺であったが、寺側が国家に申請することにより「寺地」(敷地など)が与えられた。「寺地」は田地ではないため、租を納める必要はなかった。

ただし国家機関ではなかったから、所有する田地はすべて「私田」とみなされ、輸租田とされた<sup>(19)</sup>。

さて観心寺は、さきに整理したように、承和三年(八三六)に真紹の申請で「寺地」が与えられている。このことは、同寺がこのときに、私寺として存立することを国家から認証されたことを示している。そしてその後、貞観十一年(八六九)五月二十七日になって、定額寺となっている。ここではじめて「准国家機関」となったのであった。

なお、定額寺になった直後の六月九日には民部省符が下され、二カ国一カ荘が「施入」されている。この「施入」は、すでに観心寺が領有していた田地(輸租田)を、「民部省施入」というかたちをとって正式な「寺田」(不輸租田)へと変更したことを示している<sup>(20)</sup>。正式な「寺田」となったことで、将来にわたり国司に収公される懸念がなくなったのであり、その意味では経営の安定化を意味する。だが、実際の領有田地が増加したわけではないことには十分留意する必要がある<sup>(21)</sup>。

こうして観心寺は貞観十一年(八六九)に定額寺となった。逆にいえば貞観十一年までは、観心寺は国家の管理・保護を受けない単なる私寺だったのである。

ここで一つ奇妙な事実に気づく。それは、早く承和十年(八四三)に、まだ私寺であった観心寺に、河内国守が兼任する「別当」が設置されていることである。参考までに、「資財帳」の縁起部からそのことを述べる太政官符の文を引いておこう。

太政官去承和十年十一月十四日下<sup>三</sup>河内国<sup>一</sup>符<sup>二</sup>、被<sup>二</sup>大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣<sup>一</sup>、以<sup>三</sup>当国守<sup>一</sup>充<sup>二</sup>

件寺別当」。若守遙授以<sup>レ</sup>介充<sup>レ</sup>之。立為<sup>二</sup>恒例<sup>一</sup>者。

ここでは大納言藤原良房が、上卿として、次のような勅による命令を下している。すなわち、以後、河内国の守（長官）を観心寺の「別当」とし、もし国守が都に残ったままで下向していない場合には、介（次官）が「別当」をつとめることにせよ、というものである。こうした観心寺の「別当」は、元慶七年（八八三）作成の「資財帳」の署所（末尾の署名箇所）にも、次のようにみえている（傍線筆者）。

権職伝灯大法師位

別当伝灯大法師位「峯芸」

上座伝灯住位僧「延智」

寺主伝灯住位僧「慶晟」

俗別当

国守従五位上藤原朝臣

以下、俗人たる河内国守が任じられる「別当」のことを、「資財帳」の記述や他寺の例にならって、「俗別当」と表記することにしよう。

いったいなぜ、観心寺が単なる私寺であった承和十年段階に、朝廷はこうした「俗別当」をあてがったのであろうか。結論をさきどりすれば、この事実こそが本像の制作年を解く重要な鍵となる。だが、ここではさを急がず、まずは「俗別当」とは何かという問題から順に解決していこう。

## 第二節 別当の創設

律令国家において、寺院は通常、（天皇―）太政官―治部省―玄蕃寮―僧綱（―各寺院）―というように、令に定められた官僚機構のもとに置かれていた。「俗別当」制とは、こうした律令官制に並行して、天皇が近臣をつかって直接寺院を統轄するために創設された、令外の官職制度である。九世紀初頭の延暦寺俗別当が初例であり、以後、「俗別当」制は諸寺院を対象に急速に拡張していった。こうした俗別当には、多く中央の上級貴族・中級貴族が任じられたことも知られている。<sup>(22)</sup>

これに対し観心寺の俗別当は、同寺が所在する河内国の国司が任じられていた。国司が任じられる俗別当はきわめて少なく、観心寺のほかには、金剛峯寺の例が知られるのみである。

残念ながら観心寺の俗別当に関する史料は、すでに掲げた「資財帳」所引の承和十年太政官符と、「資財帳」の奥に記された署所の二点のみである。そこで、国司が任じられる俗別当の職掌を知るため、やや資料に恵まれている金剛峯寺の例をとりあげて検討してみよう。

承和五年（八三八）九月、実恵は天皇に対し、東寺の俗別当も延暦寺の俗別当のように、得度・講読・修法など「真言宗ノ事」を檢校することを認めたいと願ひ出、これが認められている。その際、実恵は次のように述べている。

然今、雖<sup>レ</sup>云<sup>三</sup>東寺・神護金剛峯等寺有<sup>二</sup>俗別当<sup>一</sup>、而但主<sup>三</sup>造作之事<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>檢<sup>二</sup>校真言宗之事<sup>一</sup>。至<sup>レ</sup>如<sup>二</sup>延暦寺<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>經<sup>二</sup>省寮<sup>一</sup>、別当全行<sup>三</sup>天台宗之事<sup>一</sup>。<sup>(23)</sup>

すなわち承和五年当時、真言宗では東寺・神護寺・金剛峯寺に俗別当が置かれており、それらの職掌はただ「造作ノ事ヲ主ル」ことであつたといふ。この証言はきわめて重要である。

「造作ノ事」を専担するという別当の姿は、十世紀以降の別当を知る者には、あるいは奇異に感じられるかもしれない。だが、実は真言寺院に限らず、九世紀段階における寺院別当の第一の職掌は、僧別当・俗別当とを問わず、伽藍の造営・修理の主導にあつた。このことは、たとえば以下の事例から知られる。

第一に、弘仁二年（八一二）、朝廷が帰朝したばかりの空海に乙訓寺を「別当」せしめたのは、「永ク修造ノ事ヲ預」らしむためであつた。<sup>(24)</sup> 第二に、東寺や西寺の僧別当も、成立した当初の天長初年頃までは寺院全体の別当ではなく、ほかならぬ「造東寺所」「造西寺所」の「別当」にすぎなかつた。<sup>(25)</sup> そして第三に、貞観十三年（八七一）九月七日太政官符中の次の一文が、なにより九世紀の寺院別当の職掌を端的に示している。<sup>(26)</sup>

右大臣宣、凡<sub>レ</sub>寺家流例、自在<sub>三</sub>三綱・檀越相共行<sub>一</sub>其雑務<sub>一</sub>。此外更置<sub>二</sub>別当<sub>一</sub>者、尤是為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>莊<sub>二</sub>嚴伽藍<sub>一</sub>。（下略）

すなわち寺院の経営は、通常、三綱と檀越で行うものであり、そのほかさらに別当を置くのは、「尤モ是<sub>レ</sub>、伽藍ヲ莊嚴セシメンガタメ」であるといふのである。太政官の認識として記されており、九世紀当時の一般的な通念であつたとしてよい。

以上に明らかのように、実恵が請奏を行った承和五年当時、東寺・神護寺・金剛峯寺の俗別当が「造作ノ事」のみに携わっていたのは、九世紀当時の別

当の一般的なあり方に根ざしたものであつたといえよう。<sup>(27)</sup>

国司が任じられる金剛峯寺俗別当は、このように「造作ノ事」を職掌としていた。とすれば、同じく国司が任じられることになつた観心寺俗別当もまた、その職掌は「造作ノ事」であつたとみて大過あるまい。真言寺院の俗別当が、承和五年に東寺俗別当が例外とされるまで、みな「造作ノ事」のみを任務としていたという事実も参考にならう。

ところで、金剛峯寺俗別当の創設は、観心寺より七年早い承和三年（八三六）五月のことであつた。『金剛峯寺雜文』の裏書に、<sup>(28)</sup>

承和三年五月、勅、宜<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>於金剛峯寺俗別当<sub>一</sub>紀国司<sub>一</sub>。

とあり、このとき勅により、紀伊国司が任じられる職として金剛峯寺俗別当が置かれたのであつた。

一方、金剛峯寺が定額寺化したのは承和二年（八三五）二月三十日のことである（『続日本後紀』承和八年二月戊申条）。すなわち金剛峯寺では、定額寺に指定されてから俗別当が置かれたのである。国家の管理・保護を受ける定額寺になつてから、造営を担当する俗別当が朝廷からあてがわれているのであり、けだし当然の順序と理解される。<sup>(29)</sup>

ところが観心寺の場合、単なる小規模な私寺の段階で俗別当が設置されている。これはすこぶる異様なことといつてよい。

### 第三節 御願堂の建立

私寺の造営に国家機関が関与する例も、まったく皆無というわけではない。天皇の「私寺」である御願寺を造営する場合には、国家機関が関与して

いた。だがそうした天皇の御願寺であつても、少なくとも十世紀前半までは、建立後まもなく定額寺に指定されている。御願寺といえども国家の保護・管理をうけるためには、定額寺となる必要があつたのである。<sup>(30)</sup> それに対し観心寺は、承和十年に俗別当が置かれたあと、定額寺になるまでの三〇年間以上、私寺のままに据え置かれていた。御願寺であつたとは考えにくい。

そもそも「資財帳」の縁起部や資財部、および真紹の観心寺付属状をいくらか熟覧しても、天皇の御願であつた旨を示す記述を見つけ出すことができない。もし御願寺であれば、その由緒の正しさや諸権利の主張のために、かならずや御願寺である旨が記されたであろう。やはり観心寺は天皇の御願寺でなかつたとみて間違いあるまい。

とすればなにゆえに朝廷は、造営を主導する俗別当を観心寺にあてがつたのであろうか。国家として保護・管理している寺院ではないにもかかわらず、朝廷が俗別当を設置したということは、このときなんらかの臨時で特別な造営が、朝廷主導で行われたことを意味している。考えられる可能性は一つしかない。嘉智子の「御願堂」の造営である。私寺である観心寺に朝廷がわざわざ俗別当を設置する理由は、嘉智子の「御願堂」造営以外考えることができないのである。

この事実は重要である。このことは、「御願堂」の造営開始ないしその本格化が、俗別当の置かれた承和十年であつたことを意味している。<sup>(31)</sup> そして「御願堂」の中尊の制作もまた、この頃に開始されたことを意味しているのである。

では、承和十年に造営が開始（ないし本格化）したとみられる「御願堂」は、はたして西川氏が述べられたように、如意輪観音像が安置されている「講堂」にあたるかと考えてよいのであろうか。

まず言えることとして、貞観十六年（八七四）に「修理料」が施入されたという「資財帳」の記載から、少なくとも同年までは「御願堂」が存在していたことは確実である。ところが元慶七年（八八三）作成の「資財帳」の資財部には、「御願堂」という名の堂舎がみあたらない。そこには元慶七年当時現存した堂として、次のようなものが列挙されているだけである。

- ・如法堂〔三間檜皮葺〕
- ・講堂〔五間檜皮葺〕
- ・護摩堂〔六間板葺／故僧惠主法師・勝賢建立〕
- ・鐘堂〔萱葺〕
- ・房〔六間檜皮葺／北端経蔵〕
- ・宝蔵〔檜皮葺〕
- ・僧房〔三字、檜皮葺五間・萱葺七間・萱葺九間〕
- ・大衆院〔食堂・神殿・厨舎・炊屋・白屋・稲屋・馬屋・牛屋・湯屋〕

右のごとく、「資財帳」の資財部には「御願堂」の文字が見出せないのであり、ここから「御願堂」とは、観心寺の別院として他所に造営されたものであつた可能性すら指摘されている。<sup>(32)</sup> だが、資財として数えられないような別院の修理料田が、その堂から切り離されて、ひとり「資財帳」に記載されることはありえないであろう。修理料田が記載されている以上、「御願堂」もまた、「資財帳」のなかに記されていると考えるほかない。<sup>(33)</sup> とすれば、「御願堂」にあたる堂として可能性があるのは、仏堂である以上、「如法堂」か「講堂」のどちらかである。

ここで注目したいのは、両堂に安置されている仏具である。あくまで「資



「財帳」が作成された元慶七年段階のことではあるが、如法堂には、「胎蔵界曼荼羅」のほか、「五大虚空蔵」「五大尊」等の絵像が安置されている。曼荼羅と五仏・五大虚空蔵・五大明王等の尊像は、当時の真言寺院にとってきわめて重要なものである。とりわけ曼荼羅は真言寺院の根本となるもので、寺院が創建されるとまずは造立されるものであった<sup>(34)</sup>。外護者の意向により成立する御願堂に安置される性格のものではない。

これに対し、講堂には如意輪観音像をはじめ、「仏眼仏母如来像」「弥勒如来像」「葉師如来像」など、真言宗に必ずしも必須とはいえない尊格の仏像が安置されている。

以上の事実は、いずれも講堂が「御願堂」であったことを強く示唆している。すなわち講堂こそが嘉智子の「御願堂」であり、これを改称したものであったとみてよいであろう。西川氏の推測はやはり正しかったと判断されるのである<sup>(35)</sup>。

では、その「御願堂」創建当初の中尊はいかなる尊像であったか。「資財帳」に徴して、考え得るのは「金色仏眼仏母如来像」「金色弥勒如来像」、そして本像のいずれかである<sup>(36)</sup>。ここまでできてしまえば、ここからさきの考証は、西川氏の議論をお借りし、それを若干組み替えるだけで果たされる。

まず右記三像のうち、「金色仏眼仏母如来像」「金色弥勒如来像」が、現存する伝弥勒菩薩像と伝宝生如来像にあたることは久野健氏の指摘されたところであった<sup>(37)</sup>。而して西川氏が看破されたように、この両像の特徴、すなわち、(i)如意輪観音像にくらべると、肉付き、髻の形、衣文や条帛のまとめ方などのすべてにおいて形式化の傾向が認められること、(ii)むしろ台座にいたるまで、時代がやや下る安祥寺五智如来像の表現にかなり近いところのあること、の二点からして、両像は承和年間より少し下った頃の作とみて大過な

い<sup>(38)</sup>。すなわち、承和十年建立の「御願堂」中尊にふさわしいのは如意輪観音像ということになる。

また、同じく西川氏が指摘されたように、(i)「資財帳」では、本像についてのみに大きくと材質を記していること、(ii)「資財帳」資財部に挙げられる法具中、金泥瓶五口・唐白瓷湯碗二口を「観音菩薩料」として特記していることの二点<sup>(39)</sup>は、本寺において如意輪観音像が特別な扱いを受けていたことを示唆しており<sup>(40)</sup>、本像が「御願堂」の中尊であったとみることと矛盾しない<sup>(41)</sup>。

これらからして、本像こそが、承和十年に建立が開始(ないし本格化)した「御願堂」の中尊と考えてまず大過あるまい。

西川氏の説は、やはり正鵠を射たものだったのである。

## 二、橋嘉智子と観心寺

### 第一節 嘉智子と真言教団

それでは、嘉智子はどこで真紹と出会い、なぜ御願堂を建立するに至ったのであろうか。

嵯峨天皇が早くから空海に注目していたことは、近年あらためて注目されている<sup>(42)</sup>。嵯峨は空海のもとに使者を派遣し、密教の教義をたびたび尋ねていた。また折にふれて修法・供養を行わせ、修禪道場として高野山を給わるなど、空海の密教布教に対して支援を行っていた。讓位直前の弘仁十四年(八二二)には、嵯峨天皇自身が東寺で空海から灌頂を授けられた可能性のきわめて高いことが、近年、西本昌弘氏によって指摘されている。

嵯峨天皇は弘仁十四年四月に讓位する。ついで即位したが、嵯峨と嘉智子の子である仁明天皇であった。承和二年(八三五)には空海が入滅する。

あとを継いだ実恵は、翌年、唐・青龍寺の義明に送った書状のなかで、承和三年当時の真言密教の「外護大檀主」として、仁明天皇・嘉智子太皇太后・藤原三守・和氣真綱の四名を挙げている。<sup>(43)</sup> 当時、まだ嵯峨は上皇として存命中であったが、ここでは仁明天皇について、嘉智子の名前が挙げられていることが注目される。そして承和八年（八四一）には、嘉智子は実恵より灌頂を授けられている。<sup>(44)</sup>

このように嘉智子は、嵯峨の存命中から、空海没後の真言宗興隆に大きく関わっていたのであり、「外護大檀主」の一人に数えられる存在であった。それは、みずから実恵より灌頂をうけるほどの深い関わりであった。

## 第二節 真紹の昇進

一方、真紹が史料に初めてはつきりと姿を現すのは、承和七年（八四〇）のことである。この年の十二月、勅を奉じた太政官符により、真紹は「東寺少別当」に任じられている。このとき同時に、実恵と交替して真済が「神護寺別当」に任じられている。<sup>(45)</sup> 真紹は実恵の第一の付法弟子であったから、小山田和夫氏が指摘されるように、この一連の補任は、実恵が、兄弟弟子である真済とあわせ、真紹をも自分の後継者として育成しようとしたことに発するものとみてよい。<sup>(46)</sup>

その後、承和十年（八四三）十一月、真紹は「内供奉十禅師」に補任される。内供奉十禅師とは、内裏に供奉し、天皇等の身体の護持にあたることを最重要の任務とする僧職である。修行に優れた十人の選りすぐりの僧侶からなり、欠員が生じれば補われた。<sup>(47)</sup> 真紹は、真済が権律師となつて内供奉十禅師を抜けたあとをうけて、同年の十一月九日から二十七日までの間に補任されたことが、やはり小山田氏によつて指摘されている。<sup>(48)</sup>

ときの仁明天皇は、幼少期よりことさら病弱で、国史には「(天皇) 不与」の記事がきわめて多い。<sup>(49)</sup> (次頁表参照)。多くの場合、そのたびに南都七大寺や平安京の七寺に使者が派遣され、誦経が行われている。内裏の内側で玉体護持を担う内供奉十禅師の働きは、この仁明朝には特に期待されていたといえよう。<sup>(50)</sup> 真紹はそのようななかで、承和十年十一月に、仁明天皇に供奉するようになったのである。

この内供奉十禅師就任とあわせて、同じく承和十年の十一月から十二月にかけて、真紹の身にはもう一つ大きな変化が生じている。真言宗の「師範」の一人であることを示す「伝法職位」が授与されたことである。<sup>(51)</sup> その際注意されるのは、その授与にあつた以下のような経緯である。

十一月十六日、一通の太政官符が下された。そこには、今後、真言教団で「伝法職位」を授与する際には、はじめに天皇に申請し、勅許をうけてから授与の灌頂を行うように、とする内容が記されていた。実はこうした手続きは、事前に実恵が申請していたものであり、それがこの日認められたのであつた。<sup>(52)</sup> 実恵の意図としては、真言宗の「伝法職位」を勅許制にすることにより、「伝法職位」により高い正統性を付与し、その権威化を図つたものと考えられる。

而してその十一日後の同月二十七日、早くも教団内の諸手続きが済まされ、「伝法職位」を授与するにふさわしい僧として真紹が推挙される。<sup>(53)</sup> 太政官符が下されてからわずか十一日後のことであり、実恵の勅許制申請は、はじめからこの真紹推挙を前提としたものであつたと解される。この推挙が行われると、すぐに朝廷側も応答し、十二月九日には勅を奉じた太政官牒が下され、真紹に「伝法職位」を授与することを認めている。<sup>(54)</sup> そしてそのわずか四日後には、東寺灌頂院にて、実恵から真紹への授職位灌頂が盛大に執り行

表 続日本後紀にみる仁明天皇の不予と仏事

年	月日	天皇の身体の様子	実施仏事	
天長 10	833	5・25	不予	
		6・7	不予	①僧都らをして聖躬を加持せしむ ②七寺で転経薫修せしむ
		6・8	聖体間あり <sup>1</sup>	(天下諸国の破壊のある寺塔と神社を修理せしむ)
		6・10	平復	
承和 4	837	9・4	不予	七寺に中使を派遣し誦経せしむ
		9・29	平復	
承和 5	838	9・9	不予	
		9・10	いまだ康平に復さず	七大寺に使を派遣し誦経せしむ
		9・19		(勅して天下の定額寺の堂舎・仏像・経論と諸社を修理せしむ)
承和 6	839	4・17	不予	都下七寺にて誦経せしむ
承和 7	840	正・11	不予	
		正・20	聖躬龍蟠 <sup>2</sup>	
		10・21	不予	京下七寺に使を派遣し誦経せしむ
承和 8	841	10・4	不予	都下七寺と平城七大寺に使を派遣し誦経せしむ
		10・5	平復	
		10・27	不予	都下七寺に使を派遣し誦経せしむ
		10・29	御病発りて悩み苦び大し坐す	桓武天皇陵前にて読経せしむ
承和 9	842	11・朔	不予	
承和 12	845	5・12	不予	七寺に使を派遣し誦経せしむ
		5・16	平復	
		11・14	不予	
嘉祥元	848	正・4	微かに調適せず <sup>3</sup>	
		2・26	不予	
		4・15		(諸寺に内堅七人を派遣し誦経せしむ)
		5・7	不予	七寺に使を派遣し同時に誦経せしむ
		6・24	熱に苦しむ	諸寺にて誦経せしむ
		6・27	平復	
		10・14	不予	京城七寺に使を派遣し誦経せしむ
		3・14	不予	諸寺に内堅を派遣し誦経せしむ
嘉祥 2	849	6・某	不予	諸寺に内堅七人を派遣し誦経せしむ
		正・6	不予	[正月七日節会、紫宸殿に出御せず。同十六日節会、御簾をおろしたまま踏歌を御覧。同十七日節会、豊楽院に出御せず]
嘉祥 3	850	正・20	不予	
		2・朔	不予	
		2・5	御病ことに劇し <sup>4</sup>	①諸寺に四衛府・内堅を派遣し誦経せしむ ②梵釈寺にて延命法を修せしむ ③僧綱・十禪師・有験者をして御簾外にて加持せしむ ④続命幡を十二大寺に懸く
		2・6	御体疲殆 <sup>5</sup>	衆僧、御簾中に入り御床を圍繞して加持したてまつる
		2・7		真頂・観善、御簾中に入り加持したてまつる
		2・9		諸寺に内堅を派遣し誦経せしむ
		2・13		京辺七寺に使を派遣し誦経せしむ
		2・15		①名僧六十口を紫宸殿に請し、三日間、大般若経を転読せしむ ②天台座主円仁らを仁寿殿に請し、文殊八字法を修せしむ
		2・22		三輪宗・法相宗・天台宗・真言宗各々の名僧を座主として、清涼殿にて三日間、法華経を講ぜしむ。天皇、御簾を隔ててこれを聴く
		2・27		①京城・平城の四十九寺に使を派遣し誦経せしむ ②続命幡四十旒を懸け、三日間、延命法を修せしむ ③真言宗をして豊楽院にて護摩法を修せしむ
		3・5		名僧百口を紫宸殿に請し、三日間、大般若経を転読せしむ
		3・8		①両京・畿内・近江・丹波の百寺に使を派遣し誦経せしむ ②帝釈天像百鋪を图画し百寺に安置す
		3・10		京城七寺に使を派遣し誦経せしむ
		3・11		①天皇、不殺生戒を受く ②破壊のある寺百院を修理す ③十三大寺に使を派遣し誦経せしむ
		3・16	御体綿々、属續を極む <sup>6,7</sup>	諸名僧、持呪誓願し、五体投地す
3・17		諸寺に御衣四十余襲等をもつ使を派遣し誦経せしむ		
3・19		①清涼殿にて七仏薬師法を修す ②五百人に得度せしむ。特に紫宸殿南庭にて十人得度せしむ ③天皇、出家、清戒を受く		
		3・21	崩御	

\* 1～7の意は次のとおり。

1 間：小康， 2 龍蟠：床に伏せる， 3 調適：穏やかで快適である， 4 劇し：はげしい， 5 疲殆：衰弱して危ない，  
6 綿々：弱く微か， 7 属續：臨終

\* ( ) 内は、不予にかかわっての実施と推定されるもの。

われている<sup>(55)</sup>。

これら一連の流れからは、実恵が朝廷と連携しながら、勅許を経た「伝法職位」を真紹に授与し、これによって真紹の権威を高めようとしたことがうかがわれよう<sup>(56)</sup>。

こうして真紹は、承和十年十一月という月に、伝法職位を帯びた内供奉十禅師へとめざましい昇進をとげたのであった。

### 第三節 真紹の任内供奉十禅師と観心寺俗別当の創設

さて、ここで想起すべきは、観心寺に俗別当が設置された年月日である。第一章で示したように、観心寺に俗別当があてがわれたのは、承和十年十一月十四日のことであった。驚くべきことに、これは、真紹が内供奉十禅師に任じられた月にびたりと重なる。

これを偶然と考えることは難しい。真紹が内供奉十禅師として内裏に供奉するようになったその月に、朝廷は観心寺に俗別当を設置しているのである。観心寺俗別当の創設は、真紹が内供奉十禅師に任じられたことを契機にしたものと考えざるほかない。

第一章で考証・確認したように、観心寺に俗別当が設置された理由は、嘉智子の「御願堂」を建立するためであった。この事実と、本章でここまで検討してきたことを考え併せるならば、史実は次のようなものであったと考えられることになる。

すなわち、真言宗の「外護大檀主」であった嘉智子は、みずからの子である仁明天皇の内供奉十禅師となった真紹の寺院に、「御願堂」を建立することとした。このとき嘉智子は真言宗の「外護大檀主」であったから、実恵の後継者である真紹の存在を早くより知っていた可能性がきわめて高い。そし

て、そうした嘉智子の意向をうけて、朝廷（仁明天皇<sup>(57)</sup>）は、河内国の国司を俗別当として観心寺にあてがった、と。

実は類例がある。ほかならぬ嘉智子御願の檀林寺建立の場合である。この檀林寺の造営のために、朝廷（仁明天皇）は、長官・次官・判官・主典といった四等官制をもつ「造檀林寺使」を設置したことが知られている<sup>(58)</sup>。「俗別当」と「使」というように組織形態に違いはあるものの、天皇の生母の御願のため、朝廷が造営機関を設置していることに違いはない。おそらく京近郊での檀林寺造営では、中央官人の四等官からなる「使」が組織され、京から遠い河内国・紀伊国での観心寺・金剛峯寺造営では、国司を「俗別当」に任じることによって所期の目的を果たそうとしたのであろう。

真紹が内供奉十禅師となったこと、これが嘉智子による「御願堂」建立の直接の契機だったと考えてやはりよいであろう。

### 第四節 嘉智子太皇太后の御願

それでは嘉智子が観心寺に「御願堂」を建立するに至った「御願」とは、そもそもいったい何だったのであろうか。

従来しばしば指摘されてきたのは、嵯峨上皇の不予との関係である。しかし、嵯峨上皇は承和九年（八四二）に崩御しており、これに対し「御願堂」の建立開始（ないしその本格化）は承和十年であったから、そうした不予説は成り立たない。

では、嵯峨上皇の追善供養のためであろうか。だが、この追善説も以下に述べるようにあたらないうである。このことを理解するためには、嵯峨上皇の追善をめぐる特殊な事情を確認しておかなければならない。

八世紀から九世紀にかけて、一般に天皇の追善供養は初七日から七七日ま

で七回行われ、さらに国忌（令制官司を發動して行われる国家主催の忌日の齋会。定まった寺院で開催）も行われていた。<sup>(59)</sup> そうしたなか、淳和上皇と嵯峨上皇の二人は、それぞれ崩御に際して、異例というべき徹底した薄葬と追善の儉約を遺詔した。これは、中国文化の独特な受容によるものであったことが明らかにされている。<sup>(60)</sup>

淳和上皇の場合、薄葬と追善儉約を指示した上で、毎年の国忌と年末の荷前物奉獻も行わぬよう言い遺している。淳和は散骨まで求めて公卿の反発を招くが、結局は兄の嵯峨上皇がこれを認めて実行させている。国史をひもといても、確かに初七日・二七日の追善供養記事しか見せず、しかもそのうちの二七日は寺院での設齋ではなく、京内での賑給（困窮者等に米などを支給）というかたちに代えられている。<sup>(61)</sup> 遺命はかなりの程度遵守されたものとみてよい。

嵯峨上皇もまた、その遺詔において薄葬と追善儉約を厳しく命じている。追善供養は三七日と七七日、そして周忌だけを「便<sup>たす</sup>リノ寺」（都合のよい任意の寺）にて簡便にすませることとし、国忌は行わず、子の仁明天皇一代の間だけ、周忌に使者を一寺に派遣して誦経を行わせよ、と遺命している。もしこの遺詔に従わなければ、屍をはずかしめ、死んでなお重ねて傷つけるようなものであり、自分は「怨鬼」となるであろう、とまで嵯峨は言い遺している。国史をひもといてみても、確かに七七日と周忌の記事しか見せず、そのうち七七日は嘉智子の檀林寺で行われている（三七日については未詳）。周忌も二年分知られるが、それぞれ清涼殿と高雄山寺（神護寺）で執り行われており、やはり遺命は遵守されたものとみてよい。<sup>(62)</sup>

そしてこのされた嘉智子もまた、自身の崩御に際しては薄葬を命じており、事実、彼女の山陵は营造されなかった。<sup>(63)</sup> 彼女も、夫である嵯峨上皇の理

念に准じたのである。

このようにみれば、嘉智子が嵯峨の遺命に反し、その追善供養のためにあえて仏堂を建立するとは考えにくい。観心寺の「御願堂」は、嵯峨の追善供養のためとは考えがたいのである。そもそも嵯峨と全く関係のない真紹の観心寺に、嵯峨のための御願堂を建立するとも考えにくい。<sup>(64)</sup>

それでは嘉智子の「御願」をどう考えたらよいのであろうか。本稿で注目したいのは、嘉智子太皇太后と仁明天皇との関係である。

平安時代の親族構造についての研究によれば、九世紀は、のちにつながる「家」の成立期にあたり、天皇の生母は天皇と密着した存在であったことが指摘されている。<sup>(65)</sup> 仁明天皇の場合、最後まで皇后を立てることなく、母である嘉智子太皇太后の権威が天皇の「家」のなかで拡充していった。朝観行幸（正月に天皇が上皇・皇太后等に赴いて拝礼する儀礼）をみても、嵯峨上皇の崩御後、仁明天皇は、正子皇太后がいるにもかかわらず、もっぱら実の母である嘉智子太皇太后に対してのみ行っている。この朝観行幸において、仁明は嘉智子の前で親子の礼をとって北面し、跪いている。<sup>(66)</sup> また、いわゆる承和の変に際しては、仁明の政治的決断に嘉智子が大きく関与しており、やはり仁明と嘉智子の結びつきが強かったことを示している。

また、仁明天皇四十賀に際しては、嘉智子太皇太后は仁明に盛大な献物を行うと同時に、京内で賑給を行い、さらに、

又以「新銭四十貫文」、誦「経七大寺及梵积・崇福・延曆等寺」。為「復祈冥翊」也。<sup>(67)</sup>

とあるように、七大寺とそれに准ずる梵积寺・崇福寺、そして仁明勅願の定

心院がある延暦寺において、誦經を行わせている。「冥翊」を祈ったのものであったという。仁明への冥助を祈ったものとしてよいであろう。

そして病弱だった仁明天皇が、嘉祥三年（八五〇）三月二十一日に四歳で崩すると、二ヶ月とたたない五月四日に、嘉智子もあとを追うように崩御する<sup>(68)</sup>。六五歳であった。嘉智子の崩伝によれば、仁明が不予甚篤にいたった際、嘉智子は瘦せ細って「髪ヲ剃リ尼トナリテ冥助ヲ求」めたという<sup>(69)</sup>。

このように嘉智子太皇太后は、嵯峨上皇の崩御したあと、実の母として仁明天皇に密着し支え続けるとともに、ときにその冥助を祈って大寺等で誦經を行ったりしていた<sup>(70)</sup>。

いまこの事実には、仁明天皇が幼少期よりことさら病弱であったことを併せ考えるならば、嘉智子の「御願堂」とは、仁明天皇の身体安穩を願ったものであったとみるのがもつとも穏当ではないだろうか。そうだとすれば、玉体護持を祈る内供奉十禪師たる真紹の寺院に「御願堂」を設けたことも理解しやすい。

類例がある。天皇の実母が、存命中の天皇を「護」るため仏堂を建立した例として、勸修寺が挙げられる。延喜五年（九〇五）の太政官符には、次のような文章が引用されている<sup>(71)</sup>。

件寺、贈皇后存生日、為<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>誓<sub>レ</sub>護 天皇陛下、所<sub>二</sub>建立<sub>一</sub>也。

すなわち贈皇后（藤原胤子）が、子の醍醐天皇を「誓護」するため、勸修寺（前身）を建立したという。母后が子の天皇の安穩を祈って仏堂を建立するのは、当時十分にありえたのである。東寺講堂の諸尊の造立が、ほかならぬ仁明天皇の「不与」を機縁としたものであったことも想起したい<sup>(72)</sup>。


以上より、あくまで推測にわたるものの、嘉智子太皇太后の「御願堂」は、子の仁明天皇の身体安穩を願ったの建立であったとみるのがもつとも穏当である<sup>(73)</sup>と考える。

### おわりに

以上、二章にわたって、観心寺如意輪観音像の制作年と制作背景について考察してきた。本稿は西川新次氏の議論に学びながら、本像について、なお一歩考を前に進めようとしたものである。

もとより浅学の身ゆえ、思わぬあやまちを犯しているかもしれない。どこまで意図を果たせているかも心もとない。博雅の厳しいご批判ご叱正を切に願う次第である。

### 註

- (1) 西川新次「観心寺の仏像」上・下（『仏教芸術』一一九、一二一、一九七八年）、水野敬三郎「平安時代前期の彫刻」（『日本美術全集』五、講談社、一九九二年）。
- (2) 観心寺文書。ほぼ全面に観心寺印「観心」八一二顆（朱印）、末尾二行に禪林寺印二顆（朱印）を捺す。以下「観心寺勘録縁起資財帳」は、『河内長野市史』四、史料編一（河内長野市役所、一九七二年）の翻刻による。ほか『平安遺文』（東京堂出版、新訂初版は一九七四年。一七四号）、『日本彫刻史基礎資料集』平安時代、重要作品篇三（中央公論美術出版、一九七七年。以下、『基礎資料集』と略称する）などにも収める。本史料については、川尻秋生『観心寺縁起資財帳』の作成目的（『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八七年）を参照。なお西川新次・水野敬三郎「（史料）備考」（『基礎資料集』）によって、印文にみえる「」は仏眼仏母如来の種子にあたるものが指摘されている。
- (3) 西川氏 a「観心寺如意輪観音像について」（『美術史』二二、一九五六年）、同氏 b「観心寺如意輪観音菩薩像 備考」（『基礎資料集』）、同氏註 1 論文。
- (4) 西川氏以降の論考として、水野敬三郎「室生寺金堂本尊像と平安初期木彫の展開」（『日本彫刻史研究』中央公論美術出版、一九九六年、初出は一九八一年）、同氏註

- 1 論文、田中恵「観心寺草創期の造仏と真紹」(『岩手大学教育学部研究年報』四一―二、一九八二年)、伊東史朗「真言密教彫像論」(『新編名宝日本の美術』八、小学館、一九九二年)、紺野敏文「観心寺如意輪観音像の風景」(『日本彫刻史の視座』中央公論美術出版、二〇〇四年、初出は一九九二年)、丸山士郎「東寺講堂諸像と承和前期の作風」(『MUSEUM』五三二、一九九五年)、根立研介「中世仏師研究序説」(『日本中世の仏師と社会』塙書房、二〇〇六年、原形初出は二〇〇四年)、井上一稔「観心寺如意輪観音像と檀林皇后の夢」(笠井昌昭編『文化史学の挑戦』思文閣出版、二〇〇五年)など。以下、適宜、本論中で触れていく。
- (5) 創建期の観心寺の概歴は、すでに『基礎資料集』の「伝来」「観心寺年表」の項で明らかにされている。ただし現在の研究水準からみると、一部記述に改修の余地があるので、以下、煩をいわず論拠を挙げて整理していきたい。
- (6) 承和三年三月十三日太政官符所引真紹解、貞観十一年五月二十七日太政官符所引真紹奏状(いずれも「資財帳」縁起部に所引)、貞観十年正月二十三日権少僧都真紹付属状(『河内長野市史』四、史料篇一)、貞観十年禅林寺式(『禅林寺古文書』、『平安遺文』一五六号)、および「資財帳」縁起部の地の文による。実恵と真紹の役割については、上記史料間でやや齟齬があるかにみられるが、本稿は、実恵によって草創が図られる一方、実際に居住し経営したのは真紹であったとする西川氏註3 a 論文の理解に従う。憶測が許されれば、実恵の指導のもと真紹の修行道場として出発し、まもなく実恵が大きく関与して本格的に創立された可能性もあろう。伊東氏註4 論文、紺野氏註4 論文参照。なお、福山敏男「観心寺の創立」(『福山敏男著作集』三、中央公論美術出版、一九八三年、初出は一九七八年)は実恵の関与を否定するが、少しく疑点を残す。
- (7) 「資財帳」の冒頭部、および承和三年四月三日民部省符(「資財帳」縁起部所引)。後者の文中(年月日の部分)に誤写のあることは、福山氏前註論文参照。この点、『基礎資料集』の「年表」は改修する必要がある。
- (8) 承和七年七月二十七日観心寺三綱請状(左大寺古文書、高野山大学図書館蔵、請求番号四三八―三―四四)。翻刻は「官符等編年雑集」(『増補訂正弘法大師全集』五、吉川弘文館、一九一〇年)など。
- (9) 承和十年十一月十四日太政官符(「資財帳」縁起部所引)。
- (10) 貞観十年正月二十三日権少僧都真紹付属状(註6 参看)。真紹が付属にあたり資財帳を作成させていたことは、付属状に「堂舎并資財等員、在「別巻」とあることより知られる。川尻氏註2 論文参照。
- (11) 貞観十一年五月二十七日太政官符、および同官符所引真紹奏状(いずれも註6 参看)。なお『基礎資料集』の「伝来」「年表」が、定額寺化を貞観十一年六月(十三日)と表記するのは、治部省符の日付に引かれた誤り。治部省符は、定額寺化が決定したことを河内国に通達するための文書であり、定額寺化そのものは、勅裁が行われ太政官符が作成された段階ですで行われている。
- (12) 「資財帳」資財部の以下の荘園の記述による。河内国錦部郡高田荘・同国石川郡佐備荘・同大友荘・同新開荘・同田舎荘・同仲村荘・同切山荘・同東坂荘、紀伊国伊都郡近河内荘・同大山田荘。『基礎資料集』の「年表」には「新開荘」が落ちていいる。なお、紀伊国那賀郡秋名荘もここに加わる可能性が高い(日付の誤写)。
- (13) 「資財帳」資財部の河内国古市郡古市荘項の記述による。
- (14) 「資財帳」資財部の但馬国荘項の記述による。
- (15) 元慶七年九月二十五日観心寺座主定置状(『禅林寺古文書』川尻氏註2 論文に翻刻)。
- (16) 以下、三つの寺格についての記述は、竹内理三「延喜式に於ける寺院」(『律令制と貴族政権』II、御茶の水書房、一九五八年、初出は一九三五年)、中井真孝 a 「信濃国と定額寺」、同氏 b 「国分寺制の変遷」(いずれも『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年、初出はそれぞれ一九七六年、一九八二年)、森田悌「信濃国と定額寺」(『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年、初出は一九八六年)、荒井秀規「奈良時代の定額寺制度について」(『日本宗教史研究年報』七、一九八六年)等による。
- (17) 以上、「寺田」と輪租・不輪租の関係等については、竹内理三「荘園不輪性の根源」(『律令制と貴族政権』I、御茶の水書房、一九五七年、初出は一九五二年)、坂本賞三「荘園制成立と王朝国家」(塙書房、一九八五年)第一章第二節を参照。これを図示すると、図1、図2の通り。
- (18) 森田氏註16 論文、荒井氏註16 論文を参照。
- (19) 竹内氏註17 論文、坂本氏註17 論文を参照。図示すれば、図3の通り。
- (20) 中井氏註16 a 論文を参照。
- (21) なお、観心寺がこの時期に定額寺になったのは、その前年に真紹がみずからの死期を意識し、宗叡に観心寺を付属したことに連動するものであった。真紹はこの付属後もなく、将来にわたる観心寺の経営安定を願って、天皇に定額寺化を申請している。貞観十年正月二十三日権少僧都真紹付属状、貞観十年禅林寺式、貞観十一年五月二十七日太政官符所引真紹奏状(いずれも註6 参看)を併せて参看されたい。川尻氏註2 論文も参照。なお、丸山士郎「安祥寺五智如来像、観心寺仏眼仏母如来像・弥勒如来像とその周辺」(『MUSEUM』五一四、一九九四年)は、仏眼仏母如来像と弥勒如来像の造像のために定額寺化と施入が行われたとするが、寺院制度

史に関する基本的理解という点で看過できない問題を多く含んでいる。田中氏註4論文も同断。

(22) 以下、俗別当制については、拙稿「平安時代の寺院と俗別当」(『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年)を参照。

(23) 承和五年九月実恵請奏(『東宝記』草稿本第十三僧宝上、東寺俗別当初例)。以下、『東宝記』草稿本は『国宝東宝記紙背文書影印』(東京美術、一九八六年)による。続々群書類従本では一三七頁。

(24) 弘仁二年十一月九日太政官符(『高野大師御広伝』上巻所引)に次のようにある(『高野大師御広伝』は、長谷寶秀編『弘法大師伝全集』一(『六大新報社、一九三四年)に所収)。

僧空海

右、檢三案内、太政官去十月廿七日下<sub>二</sub>彼省<sub>一</sub>符偈、件僧住<sub>二</sub>山城国広雄山寺<sub>一</sub>。而其処不便。省宜<sub>二</sub>承知、令<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>同国乙訓寺<sub>一</sub>者。今被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>レ</sub>偈、令<sub>レ</sub>別<sub>二</sub>当彼寺<sub>一</sub>、永預<sub>二</sub>修造事<sub>一</sub>者。省宜<sub>二</sub>承知、依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。(下略)

なお、佐伯有清「空海と乙訓寺の「別当」」(『日本歴史』六〇〇、一九九八年)は、右史料中の「別当」が職名ではなく動詞であることをもって、空海は「別当」という職に就いたわけではないとされたが、当時、「別当ス」「檢校ス」「……ノ事ヲ知ル(知……事)」という動詞は、そのままその職を表す名詞ともなった。さしあたり日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)の公式令補注58bを参照。

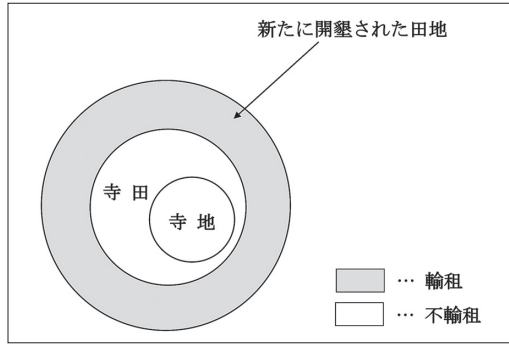


図1 大寺・国分二寺・定額寺の領有する土地

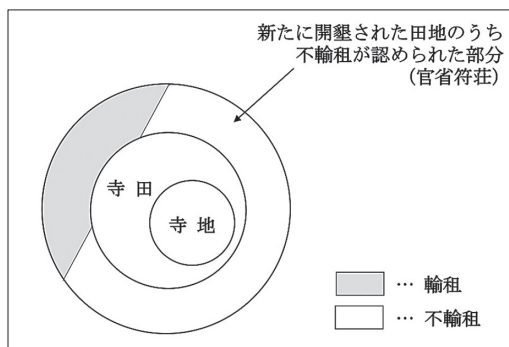


図2 大寺・国分二寺・定額寺に開墾田不輸租を認める太政官符・民部省符が下された場合

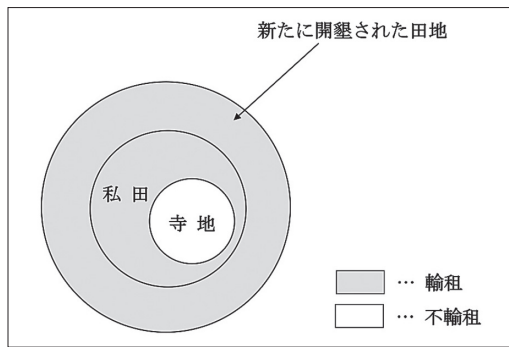


図3 存立を認証されるも管理・保護を受けない寺院の場合

(25) 天長元年六月十六日太政官符(『東宝記』第七僧宝上、四人長者始、続々群書類従本一三一頁)、天長五年四月十三日故贈僧正勤操大徳影讚并序(『続遍照発揮性靈集補闕鈔』巻十)。福山敏男「初期天台真言寺院の建築」(同氏註6書、初出は一九三六年)、牛山佳幸「諸寺別当制をめぐる諸問題」(『古代史研究の最前線』二、雄山閣出版、一九八六年)も参照。

(26) 『類聚三代格』巻三、定額寺事。竹内氏註16論文参照。

(27) その意味で、「造作ノ事」以外の事由をも扱った延暦寺、東大寺、東寺などの僧別当・俗別当は、特別な存在であった。成立期における東大寺僧別当の機能や性格については、拙稿「東大寺別当の成立」(註22書、初出は二〇〇三年)を参照。

(28) 『金剛峯寺雜文』は院政期頃の成立とみられる。高野山明王院蔵、天保六年(一八三五)写。ここでは東京大学史料編纂所架蔵の謄写本(二〇一五—一九一)による。長谷寶秀編『弘法大師伝全集』二(『六大新報社、一九三四年)にも収められるが、一部字句を異にする。なお当該部分の裏書は、前後の記述からみて、太政官符の節略文である可能性が高い。以上、『金剛峯寺雜文』の検討に際しては藤原重雄氏より貴重なご助言を賜った。

(29) 造営を担当する俗別当に限らず、当時一般に国司が管内の私寺を監督するようになるのは、当然のことながら定額寺への編入が行われてからである。たとえば『続日本後紀』承和十四年十二月丙辰条の次の事例を参照(「官長」は国守(国司の長官)、



その不在時は国介〔国司の次官〕を意味する語。

勅、大和国城上郡長谷山寺・高市郡壺坂山寺、元来靈験之蘭若也。宜<sub>下</sub>付<sub>三</sub>所由<sub>一</sub>編為<sub>二</sub>定額<sub>一</sub>、永以<sub>三</sub>官長<sub>一</sub>令<sub>中</sub>檢校<sub>上</sub>。

(30) 竹内理三「御願寺の成立」(註16書、初出は一九三五年)、堀裕「平安期の御願寺と天皇」(『史林』九一一、二〇〇八年)、皿井舞「醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織」中(『美術研究』三九三、二〇〇八年)参照。

(31) 造営を担当する俗別当が、「御願堂」の完成した後、あるいはその完成間近になってから設置されるとは考えがたいから、その設置時期は、「御願堂」の造営開始時期、ないしその造営が本格化した時期を指し示していると解してよい。なお付言すれば、金剛峯寺の俗別当の場合、定額寺化した段階でなお未完成であった堂舎造営のために設置されたものと解される。

(32) 『大阪府史』二(大阪府、一九九〇年)第三章第五節。

(33) あるいは貞観十六年(八七四)に修理料田が施入されるも、「資財帳」が作成された元慶七年(八八三)頃には「御願堂」は損壊しており、そのため「資財帳」に姿をみせていない、という可能性を想定する理解もあるかもしれない。だが、太皇太后よりわざわざ修理料田が施入されながら、その九年後に「資財帳」に掲載されないほど大破していたとは考えにくい。こうした損壊説を採る必要はないであろう。

(34) 藤井恵介「初期真言密教の伽藍」(『密教建築空間論』中央公論美術出版、一九九八年、初出は一九八六年)、伊東氏註4論文を参照。

(35) 改称にあたっては、堂の性格に変化があった可能性もある。註41を参照。  
なお、十世紀末期の金剛峯寺壇上伽藍の様子を描いたとみられる「高野山四至結界図」によれば、当時、金剛峯寺の講堂も「御願堂」と呼ばれていた。これも天皇などの御願による修造があったためと考えられる。「高野山四至結界図」については、藤井恵介「高野山金堂の成立と両界曼荼羅を安置する中世本堂」(同氏註34書、初出は一九八六年)参照。

(36) 講堂に安置されるほかの諸像は、他の願主名が明記されるか、中尊にふさわしくない尊格である。

(37) 久野健「平安初期の菩薩像」(『平安初期彫刻史の研究』吉川弘文館、一九七四年、観心寺に関する箇所の初出は一九七三年)。

(38) 西川氏註3 b 論考、同氏註1論文。

(39) 西川氏註3 b 論考。

(40) 特に金泥瓶と唐白瓷湯碗は、「資財帳」作成直後に座主となる恵淑による奉納と

の注記があり、如意輪観音菩薩が何らかの意味で特別な尊格であったことを示唆している。なお恵淑はこのほか、「資財帳」作成直前に、灯料として「但馬国莊」も奉納している。「資財帳」資財部を参看。

(41) なお「資財帳」をみると、講堂諸像の記載順は「金色仏眼仏母如来像」「金色弥勒如来像」「檀色薬師如来像」「緑色如意輪菩薩像」等となっており、冒頭に「金色仏眼仏母如来像」が置かれ、本像は四番目に記されている。従来、その理由として、「資財帳」では諸像の記載に際し、まずは絵画と彫刻とに分類し、それから仏・菩薩・天部の序列にしたがって配列したためであろうとされてきた(西川氏註3 a・b 論考。伊東氏註4論文は仏・菩薩・明王の順とする)。

しかし、如法堂と講堂とは絵画と彫刻の順番が逆転しており、さらに講堂安置諸像においては実は右述のような原則が貫かれていないなど、整合的に理解しにくい点が複数残される。むしろ、元慶七年作成の「資財帳」に捺された印文が「観<sub>三</sub>」であって、仏眼仏母如来の種子を用いていること、またほかならぬ元慶七年当時の座主宗叡自身が「仏眼曼荼羅」や「理趣経十八会曼荼羅」(これにも「仏眼曼荼羅」を含む)を将来した僧であったこと、の二点を考え併せると、あるいは宗叡の代には、仏眼仏母如来像が講堂のなかでもっとも重視される尊格になるなど、堂のありように変化が生じていた可能性も十分考えられるのではないだろうか。以上、同志社大学学生小林和華子氏のご指摘による。「御願堂」が「講堂」と改称されることもあるいはこれと関係している可能性がある。なお宗叡が「仏眼曼荼羅」「理趣経十八会曼荼羅」を将来したことについては、有賀祥隆「密教絵画」(『日本美術全集』六、学習研究社、一九八〇年)を参照。また宗叡将来かと目されている「理趣経十八会曼荼羅」の写し(醍醐寺蔵、安貞二年(一一二八)写)は『大正新脩大藏経』図像五に所収。

(42) 西本昌弘「嵯峨天皇の灌頂と空海」(『関西大学文学論集』五六―三、二〇〇七年)参照。

(43) 承和三年五月五日実惠等書状(弘法大師御伝「下巻所引」本状に次のようにある。外護大檀主、今上陛下、北面后宮、及大納言二品藤原朝臣、右大弁四品和氣朝臣。ここにみえる「北面后宮」が嘉智子太皇太后である。「弘法大師御伝」は、長谷氏註24書に所収。

(44) 紺野氏註4論文、西本氏註42論文参照。

(45) 承和七年十二月五日太政官符(『東宝記』草稿本第十三僧宝上、凡僧別当初例、続々群書類従本では一三六頁)。なお、このとき真紹の上役となる「東寺別当」の任にあったのは実惠であった。『東寺長者補任』少僧都実惠項を参看。『東寺長者補任』は、

和多昭夫「寛信撰 東寺長者次第」(『高野山大学論叢』二、一九六六年)による。

(46) 小山田氏「真済について」(『立正史学』四二、一九七八年)参照。

(47) 内供奉十禪師については、小山田和夫「内供奉十禪師考」(『立正史学』五一、一九八二年)、本郷真紹「内供奉十禪師の成立と天台宗」(『律令国家仏教の研究』法蔵館、二〇〇五年、初出は一九八五年)、堀裕「化他」の時代(角田文衛監修・財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究』思文閣出版、二〇一一年)を参照。

(48) 小山田和夫「禪林寺創建と真紹」(『古代文化』三四一八、一九八二年)参照。小山田氏が指摘されるように、真紹・実恵・仁明天皇の関係、および当時の僧職補任のあり方一般などからみて、真紹の内供奉十禪師補任は実恵の推挙によるものであったとみられる。

(49) 『続日本後紀』嘉祥三年三月癸卯条の崩伝には、仁明天皇が侍臣に語った言葉として、彼の幼少期から晩年にいたるまでの病歴が縷々記録されている。

(50) なお内供奉十禪師による玉体護持は、内裏の内奥での行いであったこともあって、国史に明瞭な記事としては現れにくい。

(51) 真紹への伝法職位授与についても、早く小山田氏註48論文で論じられている。ただし若干理解を異にする点もあるため、ここではあらためて史料を挙げて紹介しておく。

(52) 承和十年十一月十六日太政官符(『類聚三代格』卷二、修法灌頂事)。

(53) 承和十年十一月二十七日奏状(『東宝記』草稿本第十一法宝上、東寺伝法灌頂始、続々群書類従本では七三頁)。

(54) 承和十年十二月九日太政官牒(『東宝記』草稿本第十一法宝上、東寺伝法灌頂始、続々群書類従本では七三―七四頁)。

(55) 承和十年十二月十三日東寺授職位灌頂私記(『小野僧正仁海記』逸文(『東宝記』草稿本第十一法宝上、東寺伝法灌頂始、続々群書類従本では七四―七五頁)に所引)。

(56) なお、内供奉十禪師への補任と、真紹に「伝法職位」を授与しようとするものの先後関係は、史料上不詳とせざるをえない。ただし想像をたくましくすれば、内供奉十禪師として、他宗の僧とともに天皇に供奉するようになるのにもない、真言宗の師範であることを示す「伝法職位」が必要になったのかもしれない。

(57) 観心寺俗別当の創設を伝える太政官符の文章には「奉勅」の文字がみえないが(四五頁参照)、一般的に俗別当の設置は奉勅レベルの案件であり、観心寺の場合も仁明天皇の勅があったとみてよいであろう。「奉勅」の文字がないのは、あるいはこの太政官符の文章が節略文であることによるか。

(58) 橋本義則「史料から見た嵯峨院と大覚寺」(『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告』舊

嵯峨御所大覚寺、一九九七年)参照。

(59) 古瀬奈津子「国忌」の行事について(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九一年)。

(60) 以下、淳和・嵯峨而上皇の遺詔とそこにみられる追善供養への考え方については、大江篤「新儀式」の御願寺(『日本古代の神と霊』臨川書店、二〇〇七年、初出は一九八六年)、三橋正「臨終出家の成立とその意義」(『平安時代の信仰と宗教儀礼』続群書類従完成会、二〇〇〇年、初出は一九九七年)、藤原克己『続日本後紀』の嵯峨遺詔(池田温編『日本古代史を学ぶための漢文入門』吉川弘文館、二〇〇六年)、山下克明「陰陽道の成立と儒教的理念の衰退」(『古代文化』五九―二、二〇〇七年)を参照。

(61) 以上、『続日本後紀』承和七年五月辛巳、戊子、丁酉各条等を参照。

(62) 以上、『続日本後紀』承和九年七月丁未、九月乙未、同十年七月辛丑、同十四年七月戊寅、嘉祥元年七月壬申各条を参照。

(63) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月壬午条を参照。なお、現在、京都市右京区嵯峨鳥居本深谷町に嘉智子の山陵とされる「嵯峨陵」が存在するが、これは近代にはいつてから見だされ、指定されたものである。上野竹次郎編『山陵』新訂版(名著出版、一九八九年、初版は一九二五年)参照。

(64) 観心寺が平安時代の南海道(東高野街道)沿いに位置することより、同寺は平安京から高野山金剛峯寺にむかう経路上にあった、とする説がこれまでしばしば行われてきた。あるいはこのことをもって、高野山を給わった嵯峨而上皇と観心寺とを結びつける理解もあるかもしれない。だが、少なくとも平安前期の僧が平安京から高野山にむかう際の経路は、飛鳥までまっすぐ南下する旧南海道(巨勢路)を用いるものであった(和多昭夫「平安時代の高野山参詣記について」(『印度學佛教學研究』一五―二、一九六七年)。すなわち観心寺の位置は、そうした経路からみて生駒・金剛山地のまったくの裏側にあたるのであり、位置関係から嵯峨と観心寺とを結びつけることは難しいと思われる。

(65) 西野悠紀子「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年)。以下、仁明天皇と嘉智子との関係については西野氏の論考によるところが大きい。

(66) 佐藤信「撰関制成立期の王権」(『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、一九九九年、初出は一九九一年)、栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」(『延喜式研究』八、一九九三年)参照。

(67) 『続日本後紀』嘉祥二年十月癸卯条。七大寺は、竹内理三氏によって、東大寺・興福寺・元興寺・大安寺・薬師寺・西大寺・法隆寺に比定されている(同氏註16論

文)。国家にとつてもっとも正統的な寺院での誦経であったといえよう。

(68) 『続日本後紀』嘉祥三年三月己亥条、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月辛巳条。

(69) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年五月壬午条、『続日本後紀』嘉祥三年二月戊辰条も参看。実際は仁明天皇が崩御した二日後に、嘉智子自身、病をえて出家したらしい。『続日本後紀』嘉祥三年三月辛丑条参看。

(70) 嘉智子は、嵯峨上皇の崩御後は、内裏にほど近い冷然院に居住していた。西野氏註65論文参照。

(71) 延喜五年九月二十一日太政官符(『類聚三代格』卷二、年分度者事)。

(72) 足立康「東寺講堂とその真言仏像」(『日本彫刻史の研究』龍吟社、一九四四年、初出は一九四〇年)。

(73) もしこうした理解が認められるならば、その「御願堂」造営の開始は、真紹が天皇の身体を護持せんがため内裏に出仕するようになったことを直接的な契機としたものであった可能性がやはり高いことになる。すなわち、真紹が内供奉十禅師に任じられ、俗別当が設置された承和十年十一月は、「御願堂」造営が本格化した時期ではなく、その建立が発願され、造営が開始された時期であった蓋然性が高い。

なお付言する。仁明天皇が崩じた際、その初七日に使者を派遣して功德を修した。「近陵七ヶ寺」のなかに「檜尾寺」がある(『日本文徳天皇実録』嘉祥三年三月乙巳条)。この檜尾寺を、現在山号を「檜尾山」とする観心寺にあて、そこから仁明天皇と観心寺との関係の強さを想定し、ひいては嘉智子の「御願堂」建立が、仁明の病氣とそれに続く崩御を契機とするものであったと推定する理解も存する(伊東氏註4論文)。こうした理解に立った場合、「御願堂」建立は嘉祥三年(八五〇)頃ということになる。しかし、早く足立康氏が示され、その後、福山敏男氏が詳細に考証しておられるように、この「檜尾寺」は深草の法禅寺であるから、こうした理解はあたらぬと思われる。足立氏「観心寺本尊と観心寺縁起実録帳」の補考(同氏註72書、初出は一九四〇年)、福山氏註6論文参照。

#### (附記)

本論の内容は、日本史学・美術史学合同の小さな研究会ではじめて公にし(二〇〇九年一〇月一六日、於東京文化財研究所)、その後、京都の日本史研究会古代史部会と東京文化財研究所企画情報部研究会でそれぞれ報告させていただいたものである(京都二〇一三年九月二二日、東京同年一二月六日)。この間、多くの方々から貴重なご助言ご指示をたまわった。とりわけ東文研での報告時には、水野敬三郎先生より懇切なるご指導をたまわった。水野先生をはじめとするみなさまに、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

る。なお京都での報告後、井上一稔「観心寺如意輪観音坐像追考」(『文化学年報』六三、二〇一四年三月)が発表されている。

挿図は、『日本彫刻史基礎資料集』平安時代、重要作品篇三(中央公論美術出版、一九七七年)より転載させていただきました。

(ごとうまさとし・信州大学人文学部准教授)

#### 図版要項

一 如意輪観音像(原色刷)

木造彩色 像高一〇九・四cm

佐藤全敏「観心寺如意輪観音像再考」参照

大阪 観心寺蔵